

寒川町告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第57条の3第3項の規定により告示する。

令和5年11月15日

寒川町長 木村俊雄

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地  
株式会社NTTデータ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
寒川町電子申請システムを利用して納付される手数料、郵送料及び使用料等
- 3 指定日  
令和5年11月15日
- 4 指定納付受託者を指定した期間  
令和6年2月1日から期間満了の日まで